

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、成田市（以下、「発注者」という。）が実施する「成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する特記事項を示すものである。なお、都市計画マスタープランについて、本仕様書に定めのない事項については、「測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書（千葉県）」を準用するものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通計画について、いずれも令和9年度にて計画期間が終了するため、令和10年度から20年後の将来を展望し、概ね10年間を計画期間とする新たな計画を策定することを目的とする。

都市計画マスタープランに示す将来都市構造を立地適正化計画及び地域公共交通計画により具体化するという3つの計画の関係性から、計画間の連携を図り、社会情勢の変化や都市基盤整備の進展、さらには、「SORATO NRT エアポートシティ」構想の実現を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市構造の形成を目指し、本市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものである。

(1) 都市計画マスタープラン

現行のマスタープランによるまちづくりの進捗状況等を評価・検証した上で、その継続性を考慮しつつ、成田市総合計画や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即し、本市のまちづくりの新たな基本方針として策定する。

(2) 立地適正化計画

現計画に定める目標及び指標の達成状況等の評価・検証を行うとともに、新たな都市計画マスタープランを上位計画とし、その基本方針や将来像との整合を図る。また、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを具体化するため、都市機能誘導・居住誘導を図る施策や、防災指針に基づく防災・減災に資する施策、さらには、本計画の達成状況を定量的に評価する新たな目標及び指標を定める。

(3) 地域公共交通計画

都市計画マスタープランに示す地域の将来像および立地適正化計画における地域公共交通が果たすべき役割を整理するとともに、現状の公共交通データ分析や交通事業者をはじめとする多様な関係者との意見交換等から把握した課題の解決に向けて官民が効率的に補完しあう交通ネットワークの実現を目指す。

(対象範囲及び調査範囲)

第3条 本業務の対象範囲及び調査範囲は、成田市全域とする。

なお、地域公共交通計画については、市域をまたぐ路線についても調査対象とする。

(法令等)

第4条 本業務は、本仕様書のほか都市計画法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、その他関係法令及び通達に基づき実施しなければならない。

(疑義)

第5条 受注者は、本業務の遂行にあたり本仕様書によるほか、当該契約に基づき別途定める監督職員と綿密な打ち合わせを行い、疑義が生じた場合には監督職員と協議を行い、その指示に従うこととする。

(業務の着手)

第6条 受注者は、契約締結後、発注者に速やかに着手届を提出し、業務に着手するものとする。

(管理技術者及び主任技術者)

第7条 管理技術者及び主任技術者は、技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画)、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者を配置すること。

なお、技術者は兼務することはできない。

また、技術者は、本委託業務の公告日現在、直接的な雇用関係にあること。(確認資料として雇用証明書等の写しを必要とする。)

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は RCCM（都市及び地方計画）の資格を有する者を配置すること。

なお、技術者は前条に規定する技術者と兼務することはできない。

また、技術者は、本委託業務の公告日現在、直接的な雇用関係にあること。（確認資料として雇用証明書等の写しを必要とする。）

(実施計画等)

第9条 受注者は、品質マネジメントシステム（ISO9001）に基づく、作業実施計画書を作成し、契約締結後14日（休日等を含む）以内に発注者に提出するとともに、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

また、受注者は、契約変更等により実施計画に変更が生じた場合には、速やかに変更実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(情報管理及び情報保護対策)

第10条 本業務で取扱う情報については、個人情報はもとより、発注者より貸与された全ての資料及び情報を適正に管理しなければならない。

そのため、受注者は、情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得した者とし、本業務の着手時に認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

(1) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）またはプライバシーマーク

ISO27001については、本業務を実施する営業所にて認証を受けていること

(2) ISO9001（品質管理システム）

(関係機関との協議)

第11条 受注者は、本業務遂行のため関係機関との協議が必要な場合には、速やかに発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、業務上知り得た全ての情報について発注者の承認なく他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第13条 本業務で扱う情報は、個人情報の保護に関する法律及び同法施行令、成田市個人情報取扱要綱を遵守し、発注者より貸与された全ての資料及び情報を適正に管理するとともに、業務終了後は貸与を受けた個人情報を消去しなければならない。

(貸与資料)

第14条 本業務実施にあたっては、発注者の所有する必要な資料を受注者に貸与するものとする。なお、貸与された資料については、万全の注意を払い管理し、業務完了後は、直ちに返却するものとする。

(損害賠償)

第15条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対しては、その責任を負い、受注者の責任においてその一切の処理をするものとする。

(打合せ協議)

第16条 受注者は、発注者と緊密な連絡を取り、着手時・中間(3回)、成果品納入時の計5回を基本として十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて適宜打合せを行うものとする。なお、受注者は打合せ後、速やかに記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、打合せ協議の時期及び回数については、以下を想定している。

- ・令和8年度：着手時、中間(1回)
- ・令和9年度：中間(2回)、成果品納品時

(履行期間及び納入場所)

第17条 本業務の履行期間及び納入場所は以下のとおりとする。

履行期間 : 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
(2か年継続事業)

納入場所 : 成田市都市部都市計画課

第2章 業務内容

2-1. 共通業務

(業務内容)

第18条 都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通計画に共通する業務内容は以下のとおりとする。なお、受注者の提案により、同趣旨の手法に代替できるものとする。

(1) 上位計画及び関連計画、都市計画を取り巻く社会情勢の整理

都市の位置づけを把握し、上位計画及び関連計画等に示される都市づくりの方向性のほか、土地利用、交通ネットワーク、都市機能立地の考え方等について整理する。

①上位計画

- ・成田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・下総大栄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・成田市総合計画

②関連計画等

- ・第3期成田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年3月）
- ・第2次成田市住生活基本計画（令和8年3月）
- ・成田市公共施設等総合管理計画（令和8年3月）
- ・市街化調整区域における土地利用方針（令和5年3月）
- ・成田空港「SORATO NRT エアポートシティ」構想（令和7年6月）

(2) 住民意向の把握

将来像の検討、都市づくりの目標等の検討にあたり、アンケート調査を実施し、3つの計画に係る住民意見を収集する。

- ・地域や世代において幅広く意見が得られるよう、その実施方法については、発注者と協議の上、決定することとする。
- ・アンケート調査配布は成田市民3,000人を対象とし、想定回収率は30%とする。
- ・実施後は結果の取りまとめ・集計・分析・報告書の作成を行う。
- ・調査の実施に必要な経費（郵送料含む）は、受注者が負担する。

(3) 本市の状況特性の整理

最新の各種調査資料等をもとに下記事項に係る基礎データ整理を行う。

- ・本市の沿革、位置特性等の基礎事項
- ・人口特性
- ・公共交通の運行状況及び分布状況（公共交通利用圏域）
- ・都市機能分布状況（生活利便施設・医療施設・高齢者福祉施設等を含む）
- ・土地利用現況等
- ・都市基盤整備に係る現状、見通し
- ・財政状況
- ・活用可能な公的資産の状況

(4) 将来人口推計

最新の人口統計データを用いて、将来の総人口及び5歳階級別年齢人口を推計する。なお、上位計画及び関連計画等に用いる将来人口推計結果を踏まえて検討することとする。

(5) 都市づくりの課題の整理・分析

前(1)～(4)項の業務から本市のまちづくりにおける課題の整理・分析を行う。

2-2. 都市計画マスタープラン

(業務内容)

第19条 都市計画マスタープランの策定について、年度ごとの業務内容は以下のとおりとする。なお、業務内容は都市計画マスタープランの策定のための検討事項を示したものであり、受注者の提案により、同趣旨の手法に代替できるものとする。

【令和8年度業務】

(1) 都市構造の分析

現状特性の整理結果及び将来人口推計結果を踏まえ、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」を参考に、GIS等の活用により生活利便性、医療福祉、安全・安心等の分野ごとの都市構造分析を行う。

(2) 現行マスタープランの評価・検証

都市構造の分析結果を踏まえ、現行のマスタープランによるまちづくりの進捗状況等の評価・検証を行う。

(3) 全体構想の検討

関東圏域、千葉県域など広域的な観点から、また、「SORATO NRT エアポートシティ構想」によるまちづくりの中心を担う本市のポテンシャルや役割について、整理・分析を行うとともに、本市内外における都市基盤の整備状況や将来計画を踏まえ、本市のまちづくりの全体構想を検討する。

なお、全体構想は、イメージ図を用いるなど将来土地利用の姿を分かりやすく表すこととする。

(4) 住民意見交換会等運営支援

各地域におけるまちづくりの課題・問題点の抽出、将来構想の検討を行うため、住民意見の収集を行う。実施方法については、ワークショップ、オープンハウス、説明会形式などを想定しており、地域や対象者の状況に応じて協議の上決定することとし、資料作成や人員配置などサポート体制を整え、実施後は結果等について取りまとめを行う。

なお、時期及び回数については、以下を想定している。

・令和8年度：6地域※ 各1回

※6地域（都市計画マスタープランに定める地域区分）

- ①成田・公津・ニュータウン地域 ②八生・豊住地域 ③中郷・久住地域
④遠山地域 ⑤下総地域 ⑥大栄地域

(5) 都市計画審議会及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和8年度は、都市計画審議会2回、策定委員会2回の開催を予定している。

【令和9年度業務】

(1) 地域別整備構想の検討

全体構想で示した都市づくりの基本方針に基づき、地域別構想を検討する。検討にあたっては、それぞれの特性に応じたまちづくりの方針を具体的に示すものとする。

(2) まちづくり推進方策の検討

全体構想及び地域別構想の実現に向け、先進事例等を踏まえ、事業手法、規制・誘導手法、また、市民との協働による取り組みについて検討する。

(3) 都市計画マスタープラン（素案）の作成

パブリックコメントに用いる素案を作成する。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントに必要な資料の作成
- ・パブリックコメントで寄せられた意見の整理、回答案作成

※令和 9 年 10 月の実施を予定しているが、進捗に応じて発注者と協議のうえ決定することとする。なお、立地適正化計画及び地域公共交通計画のパブリックコメントと同時実施を予定している。

(5) 都市計画審議会及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和 9 年度は、都市計画審議会 2 回、策定委員会 3 回の開催を予定している。

（参考資料）

第 20 条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか都市計画マスタープラン策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。

2-3. 立地適正化計画

（業務内容）

第 21 条 立地適正化計画の策定について、年度ごとの業務内容は以下のとおりとする。
なお、受注者の提案により、同趣旨の手法に代替できるものとする。

【令和 8 年度業務】

(1) 区域設定方針および都市機能誘導区域・居住誘導区域に係る基礎的検討

本業務にて同時並行で策定を進めている都市計画マスタープランに位置付けられる将来都市構造やまちづくりの基本方針と整合を図りつつ、都市機能の立地状況、生活圏域の状況、機能ごとの利用圏域等踏まえ、都市機能誘導区域設定の考え方を整理するとともに、地域別の人口見通し、法規制状況、公共交通運行状況を踏まえ、居住誘導区域およびその他必要となる区域の設定の考え方を整理する。

(2) 都市機能誘導区域の検討

①区域設定図の作成

(1) の考えや成田市立地適正化計画 2023 をもとに、具体的な区域を検討し、区域図（1：10,000 程度）を作成する。

②誘導施設の検討見直し

都市機能誘導区域ごとに、現状の不足機能等を考慮し、医療・福祉、教育文化、商業施設等の誘導すべき機能（誘導施設）を設定する。

③都市機能誘導のための施策・事業の検討

関連分野の施策の整理を行った上で、都市機能誘導のための施策・事業（名称、内容、実施期間、実施主体等）を検討し、国等が直接行うもの、国の支援を受けて行うもの、市が独自に行うものごとに取りまとめる。

(3) 居住誘導区域等の検討

①居住誘導のための施策・事業の検討

(1)の考えや成田市立地適正化計画 2023 をもとに、居住を誘導するための施策・事業（名称、内容、実施時期、実施主体等）を検討し、国の支援を受けて行うもの、市が独自に行うものごとにとりまとめる。

- ・居住者の利便の用に供する都市基盤整備
- ・公共交通の利便向上に資する交通関連施設整備
- ・居住誘導区域内の住宅立地を促進するための支援措置。

②居住誘導区域外の施策・事業の検討

空き家の増加、移転跡地の対応等、居住誘導区域外の課題を抽出し、持続可能なまちづくりの実現のため必要となる対応策を検討する。

③区域設定図作成

①②の考え方をもとに、具体的な区域を検討し、区域図（1：10,000 程度）を作成する。

(4) 現行計画の評価検証

現行計画における評価指標及び施策事業の達成状況や取組について整理する。

(5) 都市計画審議会及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和 8 年度は、都市計画審議会 2 回、策定委員会 2 回の開催を予定している。

【令和9年度業務】

(1) 防災指針の検討

「立地適正化計画作成の手引き（防災指針の項目）」を参考に、「成田市地域防災計画」及び「成田市国土強靱化計画」のデータを活用し、居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出を行う。

①災害ハザード情報等の収集、整理

発生するおそれのある災害のハザード情報を網羅的に収集・整理するため、水災害に係る各法に基づき想定・設定された情報を収集・整理し、災害リスク分析を行う。なお、情報については主に「成田市地域防災計画」及び「成田市国土強靱化計画」のデータを利用するものとする。

- ・洪水に関する多段階の発生頻度によるハザード情報の整理・確認
県が指定する洪水浸水想定区域や市で作成したハザードマップ等を参照しつつ、必要な洪水ハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。
- ・洪水に関する浸水の拡がり方に関する情報の整理・確認
「地点別浸水シミュレーション検索システム」（浸水ナビ）」を活用し、決壊箇所に伴う河川氾濫の浸水範囲や時間、浸水深等を想定し、相対的リスクの高い地域を、図表等を用いて整理する。
- ・洪水に関する河川整備の見通し等を踏まえた浸水に関する情報の整理・確認
河川整備の進捗による影響を確認するため、河川整備計画等による整備の将来見通しを確認し、図表等を用いて整理する。
- ・標高等の地形・地質に関する情報の整理・確認
洪水浸水想定区域の情報とともに、災害履歴、地形・地質等に係る情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。
- ・雨水出水（内水）に関する情報の整理・確認
大雨時の冠水による雨水出水（内水）による影響を踏まえ、必要なハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。
- ・土砂災害に関する情報の整理・確認
大雨時等に地すべり、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域について、必要なハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。

- ・大規模盛土造成地の滑動崩落、液状化情報の整理・確認
大規模盛土造成地が存在する際に想定される、地震や降雨による地下水位の変動等に伴う滑動崩落のおそれがある箇所など、必要なハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。

②災害リスクの高い地域等の抽出

人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置等の現状や将来見通しのほか、地形や高低差等の自然条件、建物状況（2階以下）や主要な社会インフラ施設（電力施設、上下水道施設等）などの都市情報を確認し、①による災害ハザード情報を重ね合わせるにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から具体的な災害リスクの状況等を分析する。

- ・複数の災害ハザード情報の重ね合わせによる分析
収集した個別の災害ハザードごとに都市レベル、地区レベルの観点で災害リスクの高い地域を抽出するとともに、複数の災害ハザード情報や都市情報との重ね合わせにより、想定されるリスクを明らかにし、より災害リスクの高い地域を抽出する。
- ・災害リスクの定量的評価
災害リスクの高い地域において、過去の調査や実験等に基づく客観的、科学的知見として示されているデータ等を活用し、防災指針作成の手引きによる分析例などを参考に、人的被害や波及被害の観点から、災害リスクの定量的評価を行い、図表等を用いて整理する。

③地区ごとの防災上の課題の整理

地区ごとの災害リスク分析の結果を踏まえ、具体的に想定される被害の状況を確認し、当該地区ごとに課題を整理する。

④防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

各地区の課題を踏まえ、居住誘導区域の見直し等による災害リスク回避と、災害リスクを低減するために必要な対策の両軸から、防災上の対応方針（ターゲット）を検討するとともに、より具体的かつ測地的な取組みが明示できるよう地区毎の取組方針を検討する。

⑤具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

- ・防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討

地区ごとの取組方針に基づき、地域住民等との合意形成等のもとで災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組をハード、ソフト両面から明らかにし、図表等を用いて整理する。

・スケジュールと目標値の検討

取組方針において設定された各取組について、実施場所や実施主体などと併せて、計画期間内に達成するための具体的な目標を短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）などの視点から、可能な限り定量的な目標として設定する。

(2) 目標指標の設定

都市機能誘導区域及び居住誘導区域等の設定により目指す目標指標を設定する。

(3) 成田市立地適正化計画（案）の取りまとめ

令和8年度業務にて整理および検討を実施した結果を取りまとめ、成田市立地適正化計画（案）を作成する。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントで使用する資料の作成
- ・パブリックコメントで寄せられた意見の整理、回答案作成

※令和9年10月の実施を予定しているが、進捗に応じて発注者と協議のうえ決定することとする。なお、都市計画マスタープラン及び地域公共交通計画のパブリックコメントと同時実施を予定している。

(5) 都市計画審議会及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和9年度は、都市計画審議会2回、策定委員会3回の開催を予定している。

(参考資料)

第22条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか立地適正化計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。

2-4. 地域公共交通計画

(業務内容)

第23条 地域公共交通計画の策定について、年度ごとの業務内容は以下のとおりとする。

なお、策定にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」で規定する交通計画の作成に関する基本的な事項等を網羅すること。

また、業務内容は地域公共交通計画の策定に必要と考える事項を示したものであり、受注者の提案により、同趣旨の手法に代替できるものとする。

【令和8年度業務】

(1) モビリティデータを活用した公共交通の現状把握・分析

- ①既存公共交通ネットワークの路線、利用者数、運行便数（頻度）、停留所や駅の配置状況などの現況整理
- ②宿泊施設・福祉施設・企業の送迎バス、スクールバスの把握
- ③①、②を基にした地域特性、交通空白地域、交通不便地域の把握・分析

(2) アンケート等による公共交通利用状況調査

①オンデマンド交通利用状況アンケート調査

- ・アンケート調査票を作成（設問設定含む）、印刷（発送用及び返信用封筒の作成含む）のうえ、封入・発送を行う。
- ・アンケート調査配布は成田市オンデマンド交通の利用登録者を含む市内70歳以上の成田市民4,000人を対象とし、想定回収率は30%とする。
- ・実施後は結果の取りまとめ・集計・分析・報告書の作成を行う。
- ・調査の実施に必要な経費（郵送料含む）は、受注者が負担する。

②交通弱者公共交通利用状況調査

高齢者の通院や買い物、高校生以下の通学の公共交通利用状況を把握することを目的とした調査を行う。調査手法は発注者と協議を行い決定する。

(3) 現行計画の評価検証

現行計画における評価指標及び施策事業の達成状況や取組について評価・検証する。

(4) 地域公共交通の課題の洗い出し

前項までの整理結果に基づき、現計画に示した課題と照らして、地域公共交通をとりまく課題を再整理する。

(5) 住民意見交換会等運営支援

持続可能な地域公共交通を構築するため、住民意見の収集を行う。実施方法については、ワークショップ、オープンハウス、説明会形式などを想定しており、地域や対象者の状況に応じ、協議の上決定することとし、資料作成や人員配置などサポート体制を整え、実施後は結果等について取りまとめを行う。

なお、時期及び回数については、以下を想定している。

・令和 8 年度：6 地域※ 各 1 回

※6 地域（都市計画マスタープランに定める地域区分）

- ①成田・公津・ニュータウン地域 ②八生・豊住地域 ③中郷・久住地域
④遠山地域 ⑤下総地域 ⑥大栄地域

(6) 地域公共交通会議及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和 8 年度は、地域公共交通会議 2 回、策定委員会 2 回の開催を予定している。

【令和 9 年度業務】

(1) 成田市地域公共交通計画（案）の取りまとめ

①地域公共交通が目指す姿の設定

令和 8 年度までの取り組み内容、「公共交通軸と拠点の充実・保証」や「交通空白における移動の確保」の観点から、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域公共交通が目指す姿（地域公共交通ネットワーク）を描き、令和 10 年度から 10 年間の成田市地域公共交通における基本方針及び目標を設定する。

②公共交通軸と拠点の検討

同時に策定に取り組む都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において設定する拠点や人口、都市機能、生活サービス施設の集積等を踏まえて、中心拠点、地域拠点（居住地、観光地、工業団地、企業集積等）等を検討する。また、本市の地域公共交通の現状と需要に応じて、以下を参考としつつ、階層的な交通軸を検討する。

<公共交通軸の階層例>

地域間幹線軸	・ 中心拠点と隣接市町村を結ぶ路線を位置づけ、大量輸送・速達性の観点から高いサービス水準を確保
地域内幹線軸	・ 地域間幹線を補完する路線として、持続性の高いサービスを確保
支線	・ 最寄の地域拠点等へのアクセスのため持続性の高いサービスを確保
中心拠点回遊軸	・ 中心拠点エリア内で主要拠点を回遊できる路線を確保

③地域公共交通ネットワーク像のとりまとめ

①②の検討結果を踏まえ、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域公共交通ネットワーク像をとりまとめる。とりまとめにあたっては、公共交通軸や拠点が明示された地域公共交通ネットワークを示す交通体系図等を作成すること。

④施策の設定

「公共交通軸と拠点の充実・保証」、「交通空白における移動の確保」の観点から、利用者や事業者等の施策に関わる関係者の目線で課題の要素を整理する。これに対応する対策について、施策の実現性や既存事業の進捗状況、予算制約、関係者の目線等を考慮して実施施策を設定する。施策の設定にあたっては、他自治体の施策事例を参考にした提案を含め、施策の具現化に向け必要な関係者やスケジュールの検討を行う。

※課題の要素や対策類型の整理の例は、国土交通省が公開している地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書を参照する。

⑤目標指標の設定

前項までの検討を踏まえ、「公共交通軸と拠点の充実・保証」「交通空白における移動の確保」「持続可能性・実現可能性の確保」の観点から目標指標を整理する。その整理にあたっては、データの取得等の継続的なモニタリングが可能となる点に留意し、合わせて、短期（数か月～1年単位）、中長期（1年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

⑥モニタリング方法の検討

計画策定後、機動的な施策の実行・見直しを図ることを目的として、定期的・継続的に連携・共有・協議を行うこととし、実施にあたって必要な事項を整理する。

⑦素案の作成

①～⑥を取りまとめ、成田市地域公共交通計画素案とする。

(2) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントで使用する資料の作成
- ・パブリックコメントで寄せられた意見の整理、回答案作成

※令和9年10月の実施を予定しているが、進捗に応じて発注者と協議のうえ決定することとする。なお、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画のパブリックコメントと同時実施を予定している。

(3) 地域公共交通会議及び策定委員会の運営支援

- ・会議資料の作成
- ・会議への出席（助言・提言等）
- ・会議報告書の作成

※令和9年度は、地域公共交通会議2回、策定委員会3回の開催を予定している。

(参考資料)

第24条 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域公共交通計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。

- ・地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- ・地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- ・地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- ・モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- ・地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- ・成田市で作成した各種計画書

第3章 納入成果品

(中間成果品)

第25条 令和8年度業務の成果品は以下のとおりとする。なお電子データについては、発注者が活用できるよう PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル (.docx、.xlsx、.pptx、.shp 等) とし、表やグラフ等は Excel データに別途取りまとめ、バックデータと併せて納品すること。

- ・ 中間報告書 (パイプ式ファイル綴り)
- ・ 第19条第1項 (1) の規定に基づく都市構造の分析結果
- ・ 第19条第1項 (2) の規定に基づく現行マスタープランの評価・検証結果
- ・ 第19条第1項 (3) の規定に基づく全体構想の検討結果
- ・ 第19条第1項 (4) の規定に基づく住民意見交換会等運営支援で作成された資料・報告書等
- ・ 第19条第1項 (5) の規定に基づく都市計画審議会及び策定委員会の運営支援で作成された資料・報告書等
- ・ 第21条第1項 (2) の規定に基づく都市機能誘導区域の検討結果
- ・ 第21条第1項 (3) の規定に基づく居住誘導区域等の検討結果
- ・ 第21条第1項 (4) の規定に基づく現行計画の評価検証結果
- ・ 第21条第1項 (5) の規定に基づく都市計画審議会及び策定委員会の運営支援で作成された資料・報告書等
- ・ 第23条第1項 (1) の規定に基づくモビリティデータを活用した公共交通の現状把握・分析結果
- ・ 第23条第1項 (2) の規定に基づくアンケート・聞き取りによる公共交通利用状況調査結果
- ・ 第23条第1項 (3) の規定に基づく現行計画の評価検証結果
- ・ 第23条第1項 (4) の規定に基づく地域公共交通の課題の洗い出し結果
- ・ 第23条第1項 (5) の規定に基づく住民意見交換会等運営支援で作成された資料・報告書等
- ・ 第23条第1項 (6) の規定に基づく地域公共交通会議及び策定委員会の運営支援で作成された資料・報告書等

(成果品)

第26条 提出成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 令和8年度中間報告書 (A4版コピー簡易製本) | 2部 |
| (2) 成田市都市計画マスタープラン報告書 (A4版バインダー綴り) | 2部 |
| (3) 成田市立地適正化計画報告書 (A4版バインダー綴り) | 2部 |
| (4) 成田市地域公共交通計画報告書 (A4版バインダー綴り) | 2部 |

- | | |
|--|------|
| (5) 成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画および地域公共交通
計画本編（A4版フルカラー製本） | 各30部 |
| (6) 成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画および地域公共交通
計画概要版（A4版フルカラー製本） | 各30部 |
| (7) 上記各電子データ | 1式 |
| (8) その他関連資料 | 1式 |

（中間検査）

第27条 受注者は、令和8年度末に成果品の中間検査を行うものとする。中間検査の対象は、第25条に規定するものとする。

（本業務の完了）

第28条 発注者が成果品の検査を行い合格と認めた時点で成果品の引き渡しを行い、本業務の完了とする。

（成果品の帰属）

第29条 本業務で作成された成果については全て「発注者」に帰属するものとする。

（成果品に対する責任）

第30条 受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示のもと速やかに成果品の訂正・補足・報告・その他の処理をしなければならない。又、これに要する経費はすべて受注者の負担とする。